金沢市近江町消費生活センターからのお知らせ

1. 相談のお知らせ

金沢市近江町消費生活センターでは、消費者と事業者間のトラブルに関する相談を受け付けています。
また、専門家による相談も受け付けております。くわしくは下記のとおりです。

相談名		相談内容	相談日・時間
消費生活相談		悪質商法や架空請求など、消費者の疑問や困り事に関する相談	月～金曜日 及び 第3日曜日 9：00～17：00
専門相談（要予約）	多重債務相談	弁護士、司法書士による多重債務相談	【弁護士による相談】 第1、第3月曜日　10：00～12：00
			【司法書士による相談】 第2、第4木曜日　13：00～16：00
	住生活相談	住宅のリフォームや耐震、シックハウスなど建築士による相談	第4金曜日　10：00～12：00 （平成30年3月まで）
多重債務・生活なんでも相談		多重債務や生活再建に関する相談	第2、第4水曜日　13：00～17：00

※このほかに、毎月第3火曜日13:00～17:00に民間支援団体による多重債務・生活再建相談会を実施しています。
専門相談につきましては、事前に近江町消費生活センターへご相談ください。
土日（第3日曜日を除く）、祝日、年末年始はお休みです。

2. 出前講座のお知らせ

金沢市では、下記のテーマについて講師が地域に出向く無料の出前講座を実施いたしております。

金沢市消費者出前講座

①契約の基礎知識及び悪質商法の実態と対策（一般向け）
②悪質商法に対する高齢者の被害防止（高齢者向け）
③高齢者の被害防止と早期発見（介護関係者向け）
④寸劇（金沢市校下婦人会連絡協議会）悪質商法に対する防止と啓発【6月～11月、2月のみ】
⑤食の安全・安心と食生活
⑥消費生活と法律
・消費トラブルを防ぐ契約の知識
・消費トラブル対処の法律知識

暮らしに身近なお金や経済の情報

①60歳からの人生とお金（高齢者向け）
②かしこい遺産分割の方法（高齢者向け）
③おいしい話にご用心
④高齢者の未来を守る成年後見制度（高齢者向け）
⑤ゲームを通して学ぶお金の使い方（子ども向け）
など

※開催1ヶ月程度前までに所定の申請書（ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入のうえ、人権女性政策推進課まで郵送もしくはFAXにてお送りください。

消費生活についてのご相談やお問い合わせは

金沢市近江町消費生活センター

〒920-0907　金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階
【受付時間】9:00～17:00　月曜日～金曜日・第3日曜日
※土曜、第3を除く日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業します。

TEL 076-232-0070 FAX 076-260-6730

「いいねっと金沢」消費者生活情報ページ
http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22075/syouhipage/

近江町消費生活センターだよりに関するお問い合わせは　金沢市人権女性政策推進課 消費生活担当まで　TEL 076-220-2095　FAX 076-260-1178
E-mail: jinkenjyosei@city.kanazawa.lg.jp

金沢市
近江町消費生活センターだより

編集・発行／金沢市近江町消費生活センター
金沢市人権女性政策推進課

2018年 冬号
1月発行

キャッシュカードをだまし取る詐欺に注意!!

石川県内で百貨店や警察官、金融機関を名乗り、キャッシュカードをだまし取る手口の詐欺が多発しています。

手口としては

1.電話で百貨店や警察官、金融機関職員を名乗り「あなたのキャッシュカードが偽造されている」等と言う。
2.さらに「キャッシュカードと暗証番号を変えないとお金が引き落とされる」と言い、暗証番号を聞き出す。
3.警察官や金融機関職員等を装って訪問し、キャッシュカードを受け取る。
4.ATMで現金を引き出す。

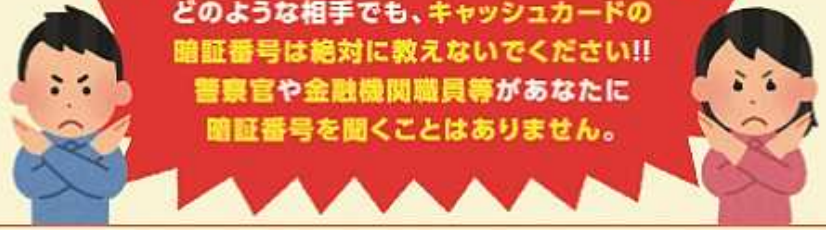

金沢市近江町消費生活センター
相談電話番号　076－232－0070
（月曜日～金曜日・第3日曜日 9時～17時）

★困ったことがあれば、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

「本当に大丈夫?」不安を感じたらご相談ください

消費者ホットライン
☎188へご相談を!
お近くの消費生活窓口をご案内します

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

事例

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。
突然だったのですぐには用意できないことを伝えると、
1時間後に今度は男性が来た。
「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ
指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。

その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、
また買い取り価格が安すぎると思い、
買い戻したいと電話したところ
「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

アドバイス

- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入の業者を家にいれないでください。
- 「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます。(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)

「消費生活センター」「国民生活センター」をかたる詐欺に注意!!

「消費生活センター」や「国民生活センター」などをかたる不審な電話が立て続けに入っています

事例

あなたの個人情報が漏れています。複数の企業に出回っているので削除するために情報削除機関(ニセモノ)へ連絡してください。

情報削除機関(ニセモノ)へ電話
個人情報の削除をお願いします。

口座残高はいくらありますか?

●●万円あります。

●●万円を銀行振込で支払うように。

アドバイス

- 消費生活センターや国民生活センターが「個人情報が漏れて、複数の業者に出回っている」と電話したり、あなたの口座残高の金額を聞いたり、銀行振込を要求する電話はしません。
- どのような名目でもお金を要求したり、預かったりすることは絶対ありません。
- 少しでも不安を感じたり、トラブルにあった場合は、消費生活センターにご相談下さい。

平成29年度上半期（4月～9月） 相談の傾向

平成29年度上半期の相談総件数は1，026件、そのうち苦情件数は882件でした。相談内容としては、昨年に引き続き、有料サイト利用料の架空請求及び不当請求に関しての相談が最も多く、203件となっています。また、商品やサービスの架空請求に関する苦情が昨年度の3倍以上に増加しており、注意が必要です。

苦情相談　順位

1. ワンクリック請求、有料サイト利用料金の不当請求など……203件
2. 商品一般(覚えのない商品・サービスの架空請求等)……127件
3. インターネット通信サービス……61件
4. 健康食品……32件
4. レンタル・リース・貸借……32件

苦情相談件数

苦情相談の年代

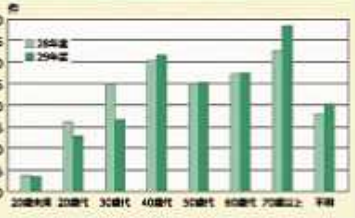

高齢者の方を対象に、特殊詐欺や悪質商法からの被害を防止するため、無償で「通話録音装置」の貸出しをおこなっています。

通話録音装置

貸出しの対象者となる方

市内在住の高齢者(65歳以上)の方で

- 一人暮らしの方
- 高齢者のみの世帯に属する方
- 日中に高齢者のみとなる世帯の方

貸出期間

半年間(最長1年まで延長可)

くわしくは
近江町消費生活センターまで
お問い合わせ下さい。